



伊東市耐震改修促進計画

(第4期・令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

伊東市

目 次

はじめに	．．．	1
1 計画策定の背景	．．．	1
2 想定される地震の規模と被害	．．．	2
第1章 計画の概要	．．．	3
1 計画の目的	．．．	3
2 計画の位置付け	．．．	3
3 計画の期間	．．．	3
第2章 目標	．．．	4
1 基本方針	．．．	4
2 現状と課題	．．．	4
(1) 住 宅	．．．	4
(2) 建築物	．．．	5
(3) その他の建築物等	．．．	7
3 数値目標	．．．	7
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	．．．	8
1 支援制度	．．．	8
(1) 住 宅	．．．	8
(2) 建築物	．．．	9
(3) その他の建築物等	．．．	9
2 啓発及び知識の普及	．．．	11
(1) 基本的な取組方針	．．．	11
(2) 所有者への情報提供	．．．	11
(3) その他周知及び啓発する事項	．．．	12
3 関係者との連携推進等	．．．	13
(1) 役割分担	．．．	13
(2) 県との連携等	．．．	13

伊東市耐震改修促進計画

はじめに

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定され、全国的に建築物の耐震化の取組が進められてきた。

本市においても、平成20年3月に「伊東市耐震改修促進計画（第1期計画）」を策定し、市内の住宅及び建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を定め、令和2年度末に「伊東市耐震改修促進計画（第2期計画）」が終了したことから、令和3年4月には「伊東市耐震改修促進計画（第3期計画）」を策定し、プロジェクト「TOUKAI-0（トウカイゼロ）」により、建築物の耐震化を推進してきた。

東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、一たび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されているなか、住宅や建築物の耐震化など地震対策の緊急性は一層高まっている。一人でも多くの市民の生命を守るため、住宅や民間の特定建築物、特に木造住宅や平成25年の法改正で耐震診断の実施が義務付けられた大規模建築物の耐震化の促進が急務となっている。

2 想定される地震の規模と被害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として平成25年に策定された「静岡県第4次地震被害想定」では、想定されるレベル1とレベル2の二つのレベルの地震・津波による被害想定が取りまとめられている。

本市では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、平成25年に「伊東市地震・津波対策アクションプログラム2013（AP2013）」を策定し、想定される犠牲者を令和4年度までに8割減少させることを目標として、取り組みを推進してきた。その後、令和6年には「伊東市地震・津波対策アクションプログラム2023（AP2023）」を策定し、令和7年度までの3年間で想定被害者の9割減災、その後も9割以上の減災を維持することを目標として、建物被害、火災、山・がけ崩れ等の広範な地震対策及び津波対策に全庁を挙げて取り組んでいる。

表1-1 想定される地震の規模

区 分	内 容	
レベル1の地震・津波	本市がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く（駿河トラフ・南海トラフ沿いではおおむね100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7程度）	大正型関東地震 （マグニチュード8.0程度）
レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9.0程度）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.2程度）

表1-2 想定される被害

想定地震	建物被害	人的被害
①レベル1の地震・津波 大正型関東地震	全壊・焼失棟数：約1,100棟 （うち地震動・液状化：約500棟） ※冬・夕方の場合	死者数：約1,400人 （うち津波：約1,400人） ※冬・深夜、早期避難率低の場合
②レベル2の地震・津波 元禄型関東地震	全壊・焼失棟数：約4,000棟 （うち地震動・液状化：約2,700棟） ※冬・夕方の場合	死者数：約2,800人 （うち津波：約2,800人） ※冬・深夜、早期避難率低の場合
③レベル2の地震・津波 南海トラフ巨大地震	全壊・焼失棟数：約600棟 （うち地震動・液状化：約400棟） ※冬・夕方の場合	死者数：約200人 （うち津波：約200人） ※冬・深夜、早期避難率低の場合

第1章 計画の概要

1 計画の目的

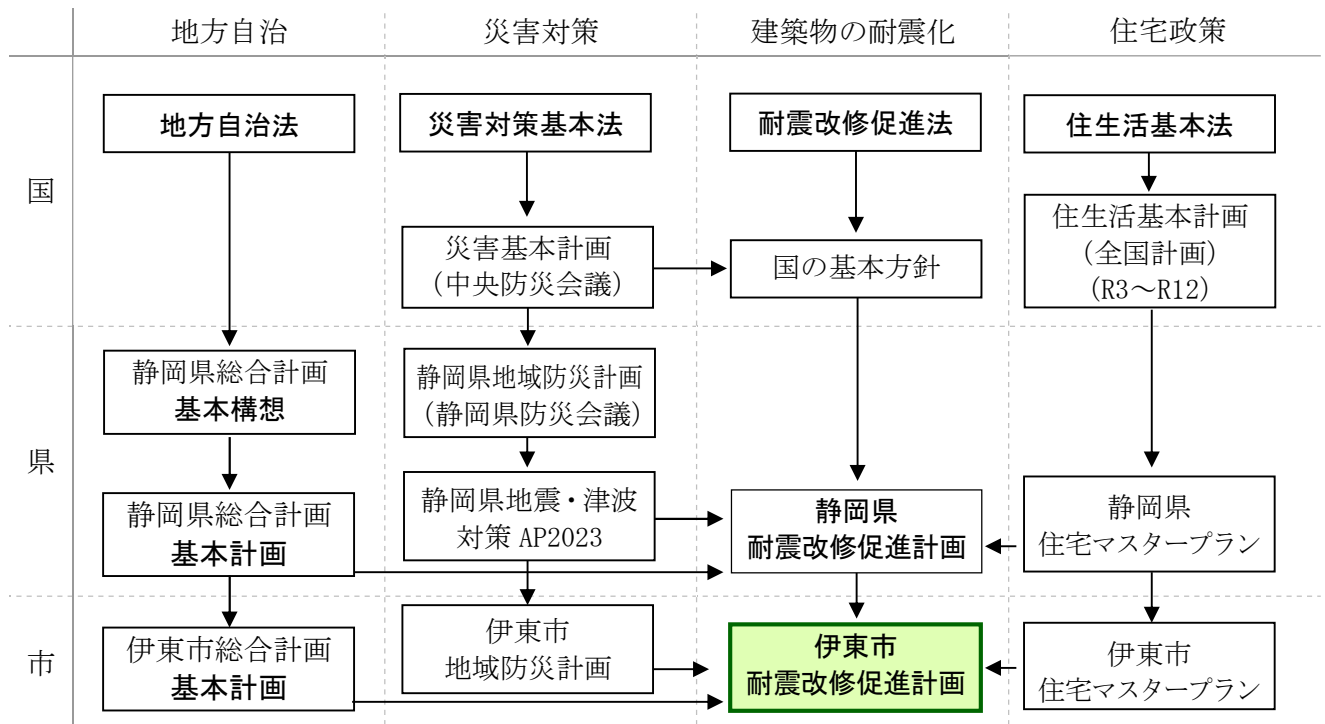
地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命を守るため、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、静岡県（以下「県」という。）が定めた静岡県耐震改修促進計画を踏まえて作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発や措置などの事項を定め、市内の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置付ける。

また、策定においては、「伊東市地域防災計画」、「伊東市住宅マスタープラン」等の関連する各種計画との整合を図るものとする。

■ 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2章 目標

1 基本方針

「地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの市民の命を守り、助かった命をつなぐ」ことを基本方針として定める。

命を守る方策としては、住宅の「耐震化」と「減災化」を両輪で推進し、県と連携し、地域の実情にあった施策を展開していく。命を守るためには、まず耐震化が第一であるが、費用その他の理由により耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、最低限命を守るということに主眼を置き、耐震シェルター・防災ベッド等の「減災化」も支援していく。

2 現状と課題

(1) 住宅

「令和5年の住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、本市の住宅の耐震化の状況は、表2-1のとおり、居住世帯のある住宅約2.4万戸のうち、耐震性がある住宅は約2万戸で、耐震化率は84.8%となり、第3期計画策定時（平成30年）の耐震化率83.2%から1.2%向上した。

本市はこれまで、ホームページや広報誌などによる広報のほか、戸別訪問やダイレクトメールにより耐震化を実施していない世帯に直接働き掛ける取組、啓発チラシの配布など、様々な手段を通じて、市民に木造住宅の耐震化を呼び掛けてきた。

表2-1 住宅の耐震化率（令和5年住宅・土地統計調査より推計）（単位：戸）

区分	昭和56年以降の住宅①	昭和55年以前の住宅②	左記のうち耐震性有住宅③	住宅数④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	耐震化率⑤/④
木造	13,880	6,140	2,947	20,030	16,827	84.0%
非木造	2,610	1,130	728	3,740	3,338	89.3%
合計	16,490	7,270	3,675	23,770	20,165	84.8%

※令和6年度末の耐震化率は、令和6年度の実績を加味して85.1%となっている。

補助実績については、表2-2のとおり、令和6年度末までに耐震診断が1,461件、耐震改修が357件に上った。

表2-2 耐震化補助実績（単位：件）（令和6年度末現在）

区分	～R2	R3	R4	R5	R6	合計
耐震診断	1,200	21	100	45	95	1,461
耐震改修	270	20	23	25	19	357

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの地震の切迫性が高まっていることから、耐震化の取組を更に促進していく必要がある。

(2) 建築物

ア 特定建築物

「令和6年度末の特定建築物の耐震化に係る実態調査（県調査）」の結果によると、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の耐震化率の状況は、表2-3のとおり、全棟数329棟のうち、耐震性がある棟数は262棟で、耐震化率は79.6%となり、第3期計画策定時（令和2年度末）の耐震化率79.1%から0.5%向上した。

想定される巨大地震による被害を軽減させるためには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要がある。

表2-3 特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和6年度末現在）

区分	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物 ②	左記のうち耐震性有建築物 ③	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 ⑤/④
多数の者が利用する特定建築物 (法第14条第一号)	183	146	79	329	262	79.6%

イ 大規模建築物

(ア) これまでの取組

国は平成25年法改正で、不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者の利用する建築物のうち大規模なもの等を要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）と位置付け、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けた。

県は、耐震診断の結果を、法附則第3条第3項の規定に基づき平成29年1月に公表した。

本市は、耐震性のない建物所有者等に個別訪問を行い、耐震改修の状況を確認するほか、その必要性や一般建築物より手厚い支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

(イ) 現状

本市の法附則第3条に規定する大規模建築物の耐震化率（令和6年度末）は、81.8%となり、令和元年度末の72.7%から9.1%向上した。

表2-4 大規模建築物の耐震化の現状（単位：棟）（令和6年度末現在）

区分	時点	対象棟数	耐震性有	耐震性無	耐震化率
要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第3条第1項)	第3期計画策定時 (令和元年度末)	11	8	3	72.7%
	現状 (令和6年度末)	11	9	2	81.8%

(ウ) 課題

特定建築物に比べ、大規模建築物が倒壊した場合の影響はより大きいことから、耐震化を更に促進する必要がある。また、所有者等が耐震改修等を前向きに検討できるよう、補助制度等の活用促進を図る必要がある。

ウ 沿道建築物

(ア) これまでの取組

平成25年法改正で、防災上重要な道路沿いにある一定高さの建築物について耐震診断の報告を義務付けることができるようになった。

県は、対象建築物を把握するために、平成27年度に第一次緊急輸送路沿いの一定高さの建築物についてレーザー測量調査を実施したところ、旧耐震基準の建築物の割合は5割程度であった。

その後、法第5条第3項第二号の規定に基づき、沿道建築物の耐震診断の実施を義務付ける道路(表2-5)(以下「緊急輸送ルート等」という。)を平成31年4月1日に定め、法第9条の規定に基づき、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられた要安全確認計画記載建築物(以下「沿道建築物」という。)の耐震診断の結果を令和5年1月に公表した。

本市は、耐震性のない建物所有者等に個別訪問を行い、耐震改修の状況を確認するほか、その必要性や一般建築物より手厚い支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

表2-5 耐震診断義務付け対象道路(緊急輸送ルート等)

計 画	法第5条第3項第二号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート(東名・新東名のそれぞれのICから県・市町災害対策本部(40拠点)、災害拠点病院(22拠点)、航空搬送拠点(3拠点)を結ぶルート(計65拠点))

(イ) 現状

沿道建築物の耐震性不足解消率(令和6年度末)は13.6%となり、当初公表時(令和5年1月)の9.1%から4.5%向上した。

また、本市は地理的条件が能登半島と共通し、代替路が限られているため、大規模地震時に沿道建築物の倒壊により、緊急車両の通行が妨げられるおそれがある。

表2-6 大規模建築物の耐震化の現状(単位:棟)(令和6年度末時点)

区分	時点	対象棟数	耐震性有	耐震性無	耐震性不足解消率
要安全確認 計画記載建築物 (沿道建築物) (法第7条)	当初公表時 (令和5年1月)	22	2	20	9.1%
	現状 (令和6年度末)	22	3	19	13.6%

(ウ) 課題

所有者等に対して耐震化の必要性に関する普及啓発を一層推進する必要がある。また、所有者等が耐震改修等を前向きに検討できるよう、補助制度等の活用促進を図る必要がある。

(3) その他の建築物等

ア これまでの取組

ブロック塀等について、平成30年6月の大阪府北部地震での倒壊被害を受け、ブロック塀等の実態調査や所有者等に対する点検方法等の周知を行った上、倒壊の危険性のあるブロック塀等の所有者等に耐震改修等の必要性や支援制度を丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導した。

イ 現状

令和6年度末までの補助実績は表2-7のとおりである。

表2-7 その他建築物等の補助実績（単位：件）（令和6年度末現在）

区分	～R2	R3	R4	R5	R6	合計
ブロック塀等の撤去・建替え	17	1	3	0	1	22

ウ 課題

所有者等に対して耐震化の必要性に関する普及啓発を一層推進する必要がある。また、所有者等が耐震改修等を前向きに検討できるよう、補助制度等の活用促進を図る必要がある。

3 数値目標

各種建築物について、令和12年度末までに、いずれも表2-8に示す数値に達することを目標とする。

表2-8 耐震化率等の現状と目標

建築物の種類	前計画の目標	現状	本計画における目標
住宅	令和7年度末 95%	令和6年度末 85.1%	令和12年度末 95%
大規模建築物	令和7年度末 95%	令和6年度末 81.8%	令和12年度末 耐震性が不十分なものを おおむね解消
沿道建築物	—	令和6年度末 13.6%	令和12年度末 40%以上

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 支援制度

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減が求められている。

このため、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税やリバースモーゲージ等）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図る。

(1) 住宅

ア 補助制度

建物所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、県が実施するプロジェクト「TOUKAI-0⁺（プラス）」を活用し、耐震診断及び耐震改修事業の推進を図る。

木造住宅については、従来からの耐震診断、耐震補強等に加え、防災ベッド、耐震シェルターなどの新たな減災化メニューを追加するなどして、建物所有者等がこれらの補助制度を活用できるよう取り組んでいく。

イ 税制優遇

建物所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じており、市としても普及促進に努める。

ウ 融資関係

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成18年度に協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けており、引き続き取り組んでいく。

この制度では、昭和56年5月以前に建築された木造住宅で、耐震評点1.0未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

国は高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リバース60」を活用した耐震改修融資について、提携金融機関への利子補給を実施することにより、利用者に対して無利子又は低利子となる優遇制度の普及を進めており、市としても普及促進に努める。

(2) 建築物

ア 補助制度

大規模建築物については、一般建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。加えて、耐震化が遅れている中小企業のホテル・旅館については、制度融資による利子補給への上乘せや、更に補助率の高い支援制度により耐震化を促進する。

沿道建築物については、個別訪問等により耐震改修の必要性を丁寧に説明するとともに、一般建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ強く誘導する。

イ 税制優遇

建物所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じており、市としても普及促進に努める。

ウ 融資関係

県は、県内の中小企業経営者が金融機関から融資を受けて耐震診断及び耐震改修を実施する際に、金融機関の融資利率に対し利子補給を行うなどの優遇を受けられる制度融資（「防災・減災強化資金」経済産業部所管）を行っており、市としても普及促進に努める。

(3) その他の建築物等

ア 補助制度

ブロック塀については、地震による倒壊から人命を守り、緊急輸送路等の通行を妨げることを防ぐため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の耐震改修、建替え、除却に対して補助を設けている。

表 3-1 各種建築物等に対する補助制度の概要（令和 8 年 3 月現在）

	【事業名】概要	対象建築物	補助率
木造住宅	【わが家の専門家診断事業】 無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和 56 年 5 月以前	10/10
	【木造住宅耐震改修助成事業】 耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に（0.3%以 上向上）※ 2	115 万円
	耐震性が劣る木造住宅の除去工事 に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	23%
	【防災ベッド等設置事業】 防災ベッド等の設置に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	2/3
	耐震シェルターの設置に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	2/3
建築物等	【建築物等耐震診断事業】 耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	2/3

大規模建築物	【建築物等補強計画策定事業】 補強計画策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	10/10
	【建築物耐震改修助成事業】 耐震改修工事等に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	44.8%
	うち中小企業のホテル・旅館		50.55%
沿道建築物	【建築物等補強計画策定事業】 補強計画策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	10/10
	【建築物耐震改修助成事業】 耐震改修工事等に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	4/5
ブロック塀	【ブロック塀等撤去事業】 撤去に対する助成	道路に面する危険なブ ロック塀※1	2/3
	【ブロック塀等改善事業】 改良に対する助成		2/3

※1 ここでいう道路は本市内における住宅や事業所等から伊東市地域防災計画地震対策編第3編第3章に掲げる避難場所や避難路等へ至る道路（建築基準法第42条に定める道路に限る）を補助対象とする。

※2 木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本市の木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

2 啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組む。

(1) 基本的な取組方針

所有者、県、市、自主防災組織、建築技術者、建築関係団体が、それぞれの役割分担の下、相互に連携を図りながら取り組むことによって、住宅・建築物の耐震改修を促進する。

また、旧耐震基準の住宅・建築物は築40年以上経過しており、耐震改修より除却が現実的な場合もあることから、除却も併せて促進する。

(2) 所有者への情報提供

ア 所有者の状況を踏まえた啓発

(ア) 住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震改修工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震化未実施の住宅に対して、ダイレクトメールを送付する。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、市は県とともに戸別訪問を実施する。

今後も、住宅耐震化の周知・啓発を効果的に実施するとともに、「最低限命を守る対策」を総合的に推進していくため、ダイレクトメール、戸別訪問等により耐震化に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策（減災化）も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応する。

なお、建築物の地震対策の基本は耐震化であり、減災化はやむを得ない場合の暫定的・緊急的な措置であり、自宅で避難生活を送るためには、継続使用が可能となる余裕のある耐震性能を確保することが望ましいことを併せて周知・啓発する。

(イ) 大規模建築物及び沿道建築物

大規模建築物や沿道建築物の所有者等に対して、耐震化の必要性を周知・啓発するため、毎年度、耐震診断や耐震改修の実施を促すダイレクトメールを送付するとともに、必要に応じて個別訪問を実施し、支援制度等を説明しながら耐震化を促す。

大規模建築物及び沿道建築物については、対象棟数が限られていることから、個別訪問等により耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、耐震化に向けた具体的な方策を所有者等とともに検討する。

イ 相談体制の整備及び情報提供の充実

県は建築相談窓口を、県庁（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課）、各土木事務所（建築担当課）、地震防災センター、各地域局等に設置しているほか、市においても建築住宅課に設置しており、引き続き相談に応じる。

具体的には、建築物の耐震化に係る技術的な相談については県庁又は各土木事務所、市では、建築物の耐震化に係る各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じる。

さらに、市ホームページにおいて、各種補助制度等について、市民にわかりやすく解説する。

ウ 適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

県及び市は、建物所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請する。

(ア) ハザードマップ等の活用

「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報やその他の自然災害（豪雨、土砂災害、液状化等）については、ホームページ「静岡県 GIS」や総合防災アプリ「静岡県防災」で公開している。また、沿道建築物の耐震化に関する情報については、国土地理院が作成している「重ねるハザードマップ」上で公開されている。

戸別訪問等の機会を通じて、発生のおそれがある地震や各種ハザード等による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る。

(イ) パンフレット等の活用

県では「県民だより」、市では「広報いとう」により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、命を守るための取組を説明したパンフレット「あなたと家族の命を守る地震対策」、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を配布し、周知・啓発を図る。

(ウ) リフォームに併せた耐震化の促進

耐震改修の実施に当たっては、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事に併せて耐震改修工事を行うことは、所有者等にとって費用及び手間を軽減できるという面で有効である。

リフォームを検討する所有者等やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性和補助制度を周知し、住宅のリフォームと併せた耐震改修等の実施を促進する。

(3) その他周知及び啓発する事項

ア 新築時の耐震性能の維持・回復

(ア) 経年劣化が進んだ建築物

経年劣化による耐震性能の低下を抑えるため、適切な維持管理の必要性を周知・啓発する。

(イ) 地震により被害を受けた建築物

地震を受けた建築物については、点検により被害を的確に把握するとともに、状況に応じた改修の必要性を周知・啓発する。

イ 屋内における安全性確保

(ア) 家具等の転倒防止対策

戸別訪問等により耐震化と併せて家具等の転倒防止等を周知・啓発するほか、ホームページ等により幅広く情報提供する。

ウ 屋外における安全性確保

(ア) 倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の所有者等に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して撤去、改善するようパンフレット「ブロック塀の点検と改善」を活用するなどして働き掛ける。

(イ) 緊急輸送路等の確保

市内の対象建築物について、専門家派遣等による戸別訪問を県と連携して行い、緊急輸送路等の更なる安全性確保に向けて、周知・啓発する。

3 関係者との連携促進等

(1) 役割分担

市は、県が行う広域的・総合的な普及啓発や所有者等が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策に協力する。

また、所有者等に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者等が耐震化しやすい環境の整備、負担軽減のための施策を主体的に実施するものとする。

住宅・建築物の所有者等は、耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自助の意識の下、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。

(2) 県との連携等

市と県は、住宅・建築物の所有者等の役割を念頭に、それぞれの役割の下連携し、所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要がある。そのため、市は、地域の住宅・建築物の耐震化補助実績等、現状の把握に努め、定期的に県に報告するものとする。

市が所有する公共建築物のうち、耐震性能が劣るものについて、施設の状態に応じて速やかに移転、解体、建替え等を実施していく。

市は、県と連携し、耐震化の促進を図るため、法による指導等を行う建築物の情報共有に努め、指導等が円滑に行われるよう取り組むこととする。また、指導等に従わずに、建築基準法による

勧告、命令を行うこととなった場合にも、県と連携して取り組むこととする。